文書ひな形２（弁明の機会の付与）

第　　　　　　　　号

令和　年　　月　　日

〔あて先〕 殿

都道府県・政令指定都市の長

貴殿が行った動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第25条第４項に規定される虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認められたことに対して、同法同条項の規定に基づき、令和○年○○月○○日付け第　　　　　号により勧告した措置をとるよう命令を科すことを予定しています。

ついては、行政手続法第13条第１項第２号の規定により弁明の機会を与えますので、下記１及び２について意見陳述の必要があるときは、令和○年○○月○○日までに、下記３の提出先宛てに弁明を記載した書面を提出して下さい。

なお、この時、証拠書類等を提出することができます。また、期限までに弁明を記載した書面の提出がなかった場合は、意見なしとして取り扱います。

記

１．予定される処分の内容及び根拠となる法令の条項

○○県○○市○○町○○　○－○で貴殿が動物を飼養している施設において、法第25条第４項に規定される虐待を受けるおそれがある事態が生じていると認められるため、令和○年○○月○○日までに、以下の措置を講じることを命じる。（複数列記可）

・臭気を改善するため、動物のふん尿を適切に処分すること。

・はえ、蚊、のみが生じないよう、動物の衛生環境を整備すること。

・不妊去勢手術、雌雄分離飼育等の適切な繁殖制限措置を講じること。

根拠法令等：動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第１号）第12条の２第２号、第３号及び第６号

２．処分の原因となる事実

○○○○は、令和○年○○月○○日に行った法第25条第５項の規定に基づく立入検査において、当該虐待を受けるおそれがある事態を確認し、令和○年○○月○○日付け第　　　号により、令和○年○○月○○日までに改善するよう勧告したものの、令和○年○○月○○日までに改善されず、また、これに係る正当な理由も認められなかったもの。

３．弁明書の提出先及び提出期限

提出先　○○県　○○○○部　○○○○課

（郵便番号）○○○－○○○○

（住所） ○○県○○市○○　○－○

（電話） 0123-45-6789

提出期限　令和○年○○月○○日

差出人　○○県○○市○○　○－○　○○県知事（○○○○部　○○○○課取扱）

宛先人　○○県○○市○○町○○　○－○　　○○　○○　様